

瀬戸内海広域漁業調整委員会事務規程の一部改正について

瀬戸内海広域漁業調整委員会事務局

【改正理由】

令和2年 12 月1日に改正漁業法の施行に伴い、関係規定の条番号が変更されるため、瀬戸内海広域漁業調整委員会事務規程を一部改正するもの。

【改正の内容】

(新)

第4条第1項

委員会に会長を置く。会長は、委員が互選する。ただし、委員が会長を互選することができないときは、農林水産大臣が漁業法第153条第4項第2号の委員の中からこれを選任する。

(旧)

第4条第1項

委員会に会長を置く。会長は、委員が互選する。ただし、委員が会長を互選することができないときは、農林水産大臣が漁業法第111条第4項第2号の委員の中からこれを選任する。

※参考:改正漁業法(抜粋)

第一百五十三条 広域漁業調整委員会は、委員をもつて組織する。

2 太平洋広域漁業調整委員会の委員は、次に掲げる者をもつて充てる。

- 一 太平洋の区域内に設置された海区漁業調整委員会の委員が都道府県ごとに互選した者各一人
- 二 太平洋の区域内において漁業を営む者の中から農林水産大臣が選任した者七人
- 三 学識経験がある者の中から農林水産大臣が選任した者三人

3 日本海・九州西広域漁業調整委員会の委員は、次に掲げる者をもつて充てる。

- 一 日本海・九州西海域の区域内に設置された海区漁業調整委員会の委員が道府県ごとに互選した者各一人
- 二 日本海・九州西海域の区域内において漁業を営む者の中から農林水産大臣が選任した者七人
- 三 学識経験がある者の中から農林水産大臣が選任した者三人

4 瀬戸内海広域漁業調整委員会の委員は、次に掲げる者をもつて充てる。

- 一 瀬戸内海の区域内に設置された海区漁業調整委員会の委員が府県ごとに互選した者各一人
- 二 学識経験がある者の中から農林水産大臣が選任した者三人